

## 令和6年瀬戸市議会12月定例会提出予定議案等の概要

### 1 条例及び単行議案関係

第77号議案	パーティセと市民交流センターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第3係
1 議案提出の理由	パーティセと市民交流センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	(1) 施設の名称 パーティセと市民交流センター (2) 指定管理者となる団体 瀬戸市栄町45番地パーティセと5階内 瀬戸まちづくり株式会社 (3) 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項
4 議案提出に伴う影響、効果等	パーティセと市民交流センターの管理を瀬戸まちづくり株式会社に委任し、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することにより、生涯学習の推進及び市民交流の創造を図ることができる。

第78号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
担当課・係名	行政課 法務係 人事課 人事給与係 総務課 庶務係
<p>1 条例制定の理由</p> <p>刑事施設における受刑者について、改善更生・円滑な社会復帰を図るために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行う等、個々の特性に応じた柔軟な処遇を可能とすることを目的とし、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑が創設され、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い、それぞれ引用する条例について次のとおり改める。</p> <p>ア 瀬戸市附属機関設置条例 「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>イ 瀬戸市職員の給与に関する条例 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>ウ 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例 「懲役又は禁こ」及び「禁こ」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>エ 瀬戸市職員の退職手当に関する条例 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>オ 瀬戸市消防団条例 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を刑法等の一部を改正する法律の施行の日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例制定に係る根拠法令</p> <p>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）</p>	
<p>4 条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>業務内容に影響はないが、法律の一部改正に対応することができる。</p>	

第79号議案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>瀬戸市職員の給与に関する条例等の改正により、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、令和5年4月1日より翌年度からの適用としてきたが、人事院の給実甲第1064号（一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について）が改正され、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することとされたことを踏まえ、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 会計年度任用職員の給与について、準用している常勤職員の給料表が改定された場合であっても、改定後の給料表を翌年度から適用することとしていた規定を削除し、常勤職員に準じ、改定された年度の4月1日に遡って適用することとするもの。</p> <p>イ 別表第1の会計年度任用職員の職種に「介護認定調査員職」を追加するとともに、「警備員職」を「守衛職」に改めるもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和7年1月16日（令和6年4月1日から適用）又は令和7年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項、第204条第2項及び第3項</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>令和6年4月1日以降、瀬戸市職員の給与に関する条例等の改正により、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じ、当該年度の4月1日に遡って適用することができるようになる。</p>	

第 8 0 号議案	瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されることにより、国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令が一部改正され、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合、かつ、退職後一定の期間に失業している場合にその差額分として支給される失業者の退職手当の規定を整備するに当たり、条例中所需の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、就業促進手当のうち、就業手当が廃止等されることを受け、失業者の退職手当に係る根拠条文を改めるもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とし、所需の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>条例に基づき支給する失業者の退職手当について、雇用保険法等の改正に合わせた額を支給することができる。</p>	

第 8 1 号議案	瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて										
担当課・係名	環境課 ごみ減量係										
1 議案提出の理由	瀬戸市指定ごみ袋の買入れに当たり、議会の議決を求めるため。										
2 議案の概要	<p>(1) 買入物件 瀬戸市指定ごみ袋</p> <p>(2) 形状、種類及び枚数</p> <p style="padding-left: 40px;">低密度ポリエチレン製ごみ袋 (手提げ型マチ有り(ベロ付)) 10枚1セット</p> <p style="padding-left: 40px;">燃えるごみ</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">45リットル</td> <td style="text-align: right;">3,750,000枚</td> </tr> <tr> <td>30リットル</td> <td style="text-align: right;">800,000枚</td> </tr> <tr> <td>20リットル</td> <td style="text-align: right;">25,000枚</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 40px;">燃えないごみ</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">40リットル</td> <td style="text-align: right;">100,000枚</td> </tr> <tr> <td>20リットル</td> <td style="text-align: right;">12,500枚</td> </tr> </table> <p>(3) 買入価額 36,201,000円</p> <p>(4) 買入先 犬山市大字羽黒字向浦39番地21 株式会社ユイテック名古屋営業所</p>	45リットル	3,750,000枚	30リットル	800,000枚	20リットル	25,000枚	40リットル	100,000枚	20リットル	12,500枚
45リットル	3,750,000枚										
30リットル	800,000枚										
20リットル	25,000枚										
40リットル	100,000枚										
20リットル	12,500枚										
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和52年瀬戸市条例第1号)第3条										
4 議案提出に伴う影響、効果等	市指定ごみ袋を早期に調達することが可能となり、計画的かつ安定的に市民へごみ袋を供給することができる。										

第 8 2 号議案	八幡小学校校舎長寿命化改良・増築（機械設備）工事 請負変更契約の締結について																	
担当課・係名	教育政策課 施設係																	
1 議案提出の理由	八幡小学校校舎長寿命化改良・増築（機械設備）工事請負変更契約の金額について、当初の契約時には議会の議決を要する金額（1億5千万円）未満であったが、増額の契約変更をすることにより、議会の議決を要する金額を超えることとなったため。																	
2 議案の概要	<p>(1) 変更内容</p> <table> <tr> <td>契約金額</td> <td>変更前</td> <td>1 3 5 , 3 0 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後</td> <td>1 6 0 , 6 1 7 , 6 0 0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額</td> <td>2 5 , 3 1 7 , 6 0 0 円の増額</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由</p> <p>八幡小学校校舎の給水方式について、水道直結方式から受水槽方式へ変更するため。</p> <p>&lt;参考 工事概要&gt;</p> <table> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td>瀬戸市八幡台3丁目1番地</td> </tr> <tr> <td>工 事 内 容</td> <td>長寿命化改良（機械設備）工事 校舎（鉄筋コンクリート造3階建て） 増築（機械設備）工事 エレベーター棟（鉄骨造3階建て）、渡り廊下、 プラットフォーム上屋、昇降口上屋等</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>令和6年5月28日から令和8年2月3日まで</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>瀬戸市共栄通2丁目83番地の1 東海設備工業株式会社</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	1 3 5 , 3 0 0 , 0 0 0 円		変更後	1 6 0 , 6 1 7 , 6 0 0 円		増減額	2 5 , 3 1 7 , 6 0 0 円の増額	工 事 場 所	瀬戸市八幡台3丁目1番地	工 事 内 容	長寿命化改良（機械設備）工事 校舎（鉄筋コンクリート造3階建て） 増築（機械設備）工事 エレベーター棟（鉄骨造3階建て）、渡り廊下、 プラットフォーム上屋、昇降口上屋等	工 期	令和6年5月28日から令和8年2月3日まで	契約の相手方	瀬戸市共栄通2丁目83番地の1 東海設備工業株式会社
契約金額	変更前	1 3 5 , 3 0 0 , 0 0 0 円																
	変更後	1 6 0 , 6 1 7 , 6 0 0 円																
	増減額	2 5 , 3 1 7 , 6 0 0 円の増額																
工 事 場 所	瀬戸市八幡台3丁目1番地																	
工 事 内 容	長寿命化改良（機械設備）工事 校舎（鉄筋コンクリート造3階建て） 増築（機械設備）工事 エレベーター棟（鉄骨造3階建て）、渡り廊下、 プラットフォーム上屋、昇降口上屋等																	
工 期	令和6年5月28日から令和8年2月3日まで																	
契約の相手方	瀬戸市共栄通2丁目83番地の1 東海設備工業株式会社																	
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条																	
4 議案提出に伴う影響、効果等	受水槽方式に変更することにより、災害時等による水道の断水が発生したときでも、受水槽に貯めている水（貯留水）を利用し、施設の機能を維持することができる。																	

第 8 3 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について						
担当課・係名	都市計画課 建築指導係						
<p>1 条例改正の理由</p> <p>令和 5 年 1 2 月 2 2 日に閣議決定された「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、建築基準法が一部改正される。</p> <p>国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築等をしようとする建築物について、その計画が建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査及び当該工事を完了した場合における検査等を建築主事のほか、指定確認検査機関が行うことを可能とする規定を追加することにより、建築基準法の条ずれが生じることに伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>							
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>建築基準法の一部改正に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中に引用している条項を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="363 1099 1374 1270"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 8 条第 2 0 項</td> <td>第 1 8 条第 1 6 項</td> </tr> <tr> <td>第 1 8 条第 2 8 項</td> <td>第 1 8 条第 1 9 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>		改正後	改正前	第 1 8 条第 2 0 項	第 1 8 条第 1 6 項	第 1 8 条第 2 8 項	第 1 8 条第 1 9 項
改正後	改正前						
第 1 8 条第 2 0 項	第 1 8 条第 1 6 項						
第 1 8 条第 2 8 項	第 1 8 条第 1 9 項						
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）</p> <p>(2) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）</p>							
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>業務内容に影響はないが、法律の条ずれを解消することができる。</p>							

第 8 4 号議案	品野町 3 丁目外地内排水路整備工事（推進）請負契約の変更について																	
担当課・係名	建設課 建設係																	
1 議案提出の理由	令和 6 年 6 月 2 8 日議会の議決を経て締結した品野町 3 丁目外地内排水路整備工事（推進）請負契約の金額を変更し、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるため。																	
2 議案の概要	<p>(1) 変更内容</p> <table> <tr> <td>契約金額</td> <td>変更前</td> <td>2 2 2 , 6 4 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後</td> <td>2 3 4 , 3 2 9 , 7 0 0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額</td> <td>1 1 , 6 8 9 , 7 0 0 円の増額</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由</p> <p>瀬戸市工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づく請求等により、変更契約を行うため。</p> <p>&lt;参考 工事概要&gt;</p> <table> <tr> <td>工事場所</td> <td>瀬戸市品野町 3 丁目外地内</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 7 年 5 月 2 6 日まで</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>工事延長 1 4 4 . 6 メートル 推進工 HPΦ 1 , 1 0 0 1 4 1 . 3 メートル 補助地盤改良工、薬液注入工</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>瀬戸市中水野町 2 丁目 6 7 9 番地 株式会社加藤工務店</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	2 2 2 , 6 4 0 , 0 0 0 円		変更後	2 3 4 , 3 2 9 , 7 0 0 円		増減額	1 1 , 6 8 9 , 7 0 0 円の増額	工事場所	瀬戸市品野町 3 丁目外地内	工 期	令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 7 年 5 月 2 6 日まで	工事内容	工事延長 1 4 4 . 6 メートル 推進工 HPΦ 1 , 1 0 0 1 4 1 . 3 メートル 補助地盤改良工、薬液注入工	契約の相手方	瀬戸市中水野町 2 丁目 6 7 9 番地 株式会社加藤工務店
契約金額	変更前	2 2 2 , 6 4 0 , 0 0 0 円																
	変更後	2 3 4 , 3 2 9 , 7 0 0 円																
	増減額	1 1 , 6 8 9 , 7 0 0 円の増額																
工事場所	瀬戸市品野町 3 丁目外地内																	
工 期	令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 7 年 5 月 2 6 日まで																	
工事内容	工事延長 1 4 4 . 6 メートル 推進工 HPΦ 1 , 1 0 0 1 4 1 . 3 メートル 補助地盤改良工、薬液注入工																	
契約の相手方	瀬戸市中水野町 2 丁目 6 7 9 番地 株式会社加藤工務店																	
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条																	

第 8 5 号議案	パルティセと駐車場に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案提出の理由	パルティセと駐車場の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 パルティセと駐車場</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市栄町 4 5 番地パルティセと 5 階内 瀬戸まちづくり株式会社</p> <p>(3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項
4 議案提出に伴う影響、効果等	パルティセと駐車場の管理を瀬戸まちづくり株式会社に委任し、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することにより、市街地における自動車の駐車需要に応じ、市民の利便に資することができる。
第 8 6 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要	<p>市道路線について、以下の 9 路線を認定するもの</p> <p>(1) 上陣屋 4 号線</p> <p>(2) 西長根 1 1 号線</p> <p>(3) 小金 7 号線</p> <p>(4) 品野 5 5 号線</p> <p>(5) 中品野 4 号線</p> <p>(6) 幡山 1 0 号線</p> <p>(7) 若宮 1 5 号線</p> <p>(8) 若宮 1 6 号線</p> <p>(9) 坂上 1 6 号線</p>

第 8 7 号 議 案	瀬 戸 市 下 水 道 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
担 当 課 ・ 係 名	下 水 道 課 施 設 係
1 条 例 改 正 の 理 由	<p>国 の 「 デ ジ タ ル 原 則 に 照 ら し た 規 制 の 一 括 見 直 し プ ラ ン 」 で 示 さ れ た 、 技 術 者 等 の 常 駐 ・ 専 任 規 制 （ 常 に 事 業 所 や 現 場 に 留 ま る こ と や 、 職 務 の 従 事 や 事 業 所 へ の 所 属 等 に つ い て 、 兼 任 せ ず 、 専 ら そ の 任 に あ た る こ と （ 1 人 1 現 場 の 紐 付 け 等 ） を 求 め て い る 規 制 ） の 見 直 し を 図 る た め 、 責 任 技 術 者 の 専 属 を 義 務 付 け る 規 定 を 見 直 す に 当 た り 、 条 例 中 所 要 の 事 項 を 改 正 す る た め 。</p>
2 条 例 改 正 の 概 要	<p>(1) 主 な 内 容</p> <p>指 定 工 事 店 ご と に 「 1 名 以 上 専 属 」 を 義 務 付 け て い る 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 に つ い て 、 「 選 任 」 に 見 直 し 、 同 一 事 業 者 の 県 内 に お け る 他 の 営 業 所 に つ い て 兼 任 す る こ と を 妨 げ な い こ と と す る も の 。</p> <p>(2) 施 行 期 日 等</p> <p>施 行 期 日 を 令 和 7 年 4 月 1 日 と し 、 所 要 の 経 過 措 置 を 設 け る 。</p>
3 条 例 改 正 に 係 る 根 拠 法 令	<p>(1) 下 水 道 法 （ 昭 和 3 3 年 法 律 第 7 9 号 ） 第 2 5 条</p> <p>(2) 地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 9 6 条 第 1 項 第 1 号</p>
4 条 例 改 正 に 伴 う 影 響 、 効 果 等	<p>同 一 事 業 者 の 県 内 に お け る 他 の 営 業 所 に つ い て 、 責 任 技 術 者 を 兼 任 す る こ と を 可 能 と す る 規 制 の 緩 和 が 図 ら れ る 。</p>

第 8 8 号議案	瀬戸市水道法施行条例の一部改正について
担当課・係名	水道課 管理係
1 条例改正の理由	<p>水道整備・管理行政に携わる職員数の減少により、布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難になっていることから、当該者の資格要件を見直すために水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正されたことに伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を次のとおり改める。</p> <p>ア 大学において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者の実務経験年数を、履修した学科目にかかわらず3年に統一する。</p> <p>イ 1級土木施工管理技士を追加する。</p> <p>ウ 布設工事監督者の実務経験について、水道に関する実務経験のみとされているものに、工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験を追加する（水道に関する実務経験が半分以上であることが条件）。</p> <p>エ 布設工事監督者の学科要件について、土木工学科以外に機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程を追加する。</p> <p>オ 水道技術管理者の要件に、技術士（上下水道部門）を追加する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和7年4月1日とする。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）</p> <p>(2) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）</p>
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに合わせて、国土交通省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、職員の確保を図るため布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すことにより、産業や生活等の基盤整備や維持に係る行政活動の更なる効率化が期待されるもの。</p>

## 2 予算関係

- 第89号議案 令和6年度瀬戸市一般会計補正予算（第7号）
- 第90号議案 令和6年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第91号議案 令和6年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第92号議案 令和6年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第2号）

## 3 承認関係

地方自治法第179条第1項の規定に基づき行った専決処分について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもの

- 承認第2号 令和6年度瀬戸市一般会計補正予算（第6号）  
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に伴い、令和6年度瀬戸市一般会計補正予算の専決処分を行ったもの  
専決年月日 令和6年10月1日

## 4 人事関係

- 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について（健康福祉部社会福祉課）  
人権擁護委員の任期満了（令和7年3月31日）に伴うもの
- 諮問第5号 人権擁護委員の推薦について（健康福祉部社会福祉課）  
人権擁護委員の任期満了（令和7年3月31日）に伴うもの
- 諮問第6号 人権擁護委員の推薦について（健康福祉部社会福祉課）  
人権擁護委員の任期満了（令和7年3月31日）に伴うもの

## 5 報告関係

### 報告第14号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和6年 8月5日	令和5年6月1日駒前町地内において、相手方普通乗用自動車が市道を走行中、舗装のくぼみに落ち、当該車両のホイールが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金47,850円を支払う。 (瀬戸市過失割合30%)
2	令和6年 8月7日	令和6年6月23日西陵小学校敷地内において、相手方小型乗用自動車が車止めポールに接触し、当該車止めポールが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金17,600円を支払う。 (相手方過失割合100%)
3	令和6年 8月19日	令和6年5月13日中山町地内において、クリーンセンターのごみ収集車が県道を後退した際、ガードレールに接触し、当該ガードレールが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金199,100円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
4	令和6年 8月30日	令和6年7月16日五位塚町地内において、高齢者福祉課職員が運転する小型貨物自動車が訪問先の駐車場へ駐車をする際、相手方カーポートに接触し、当該カーポートが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金68,200円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
5	令和6年 9月3日	令和6年7月30日太子町地内において、クリーンセンターのごみ収集車が左折した際、相手方設置のガードポールに接触し、当該ガードポールが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金77,000円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
6	令和6年 9月12日	令和6年7月17日上品野町地内において、市道法面の樹木が倒れ、当該市道に隣接する相手方設置の防獣フェンスが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金102,190円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)

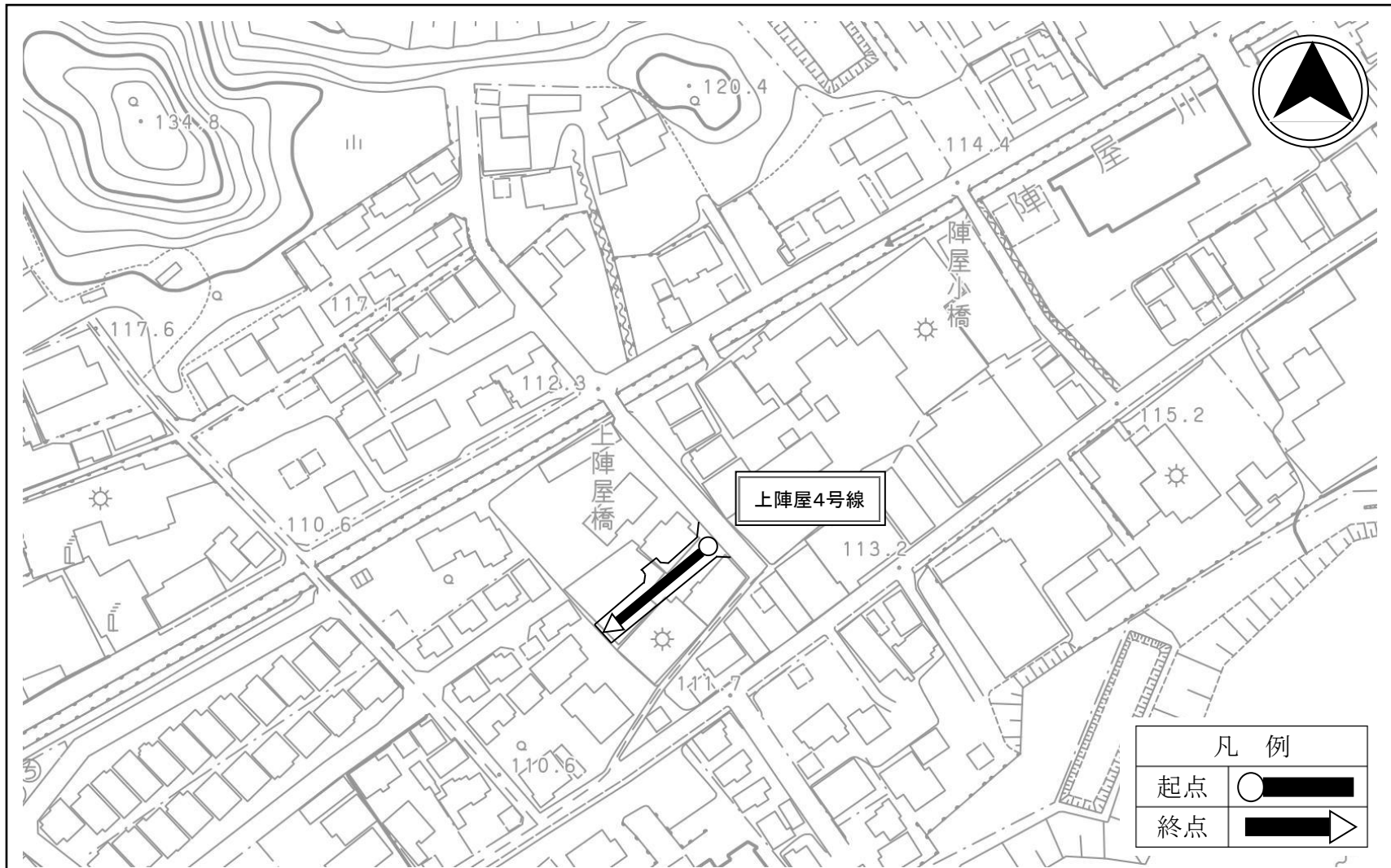
7	令和6年 9月17日	令和6年7月16日道泉町地内において、救助活動中の消防隊員が救助対象者の安否確認のため2階窓の施錠状況を確認する際、支えにした相手方建物のスチール製フェンスの支柱が折れ、当該フェンスが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金274,659円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
8	令和6年 9月30日	令和6年8月11日川平町地内において、相手方自転車が市道を走行中、舗装のくぼみに落ち、当該車両のタイヤ及びホイールが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金24,338円を支払う。 (瀬戸市過失割合30%)
9	令和6年 9月30日	令和6年8月20日矢形町地内において、維持管理課職員が草刈作業中、駐車中の相手方普通乗用自動車の後部座席右側ドアガラスに小石が当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金183,392円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
10	令和6年 10月1日	令和6年1月23日旧古瀬戸小学校において、相手方が体育館の窓ガラスを割り侵入し、防災資材に火をつけた際、当該窓ガラス及び防災資材が損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金27,483円を支払う。 (相手方過失割合100%)
11	令和6年 10月15日	令和6年9月15日西陵小学校敷地内において、相手方小型乗用自動車が車止めポールに接触し、当該車止めポールが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金17,600円を支払う。 (相手方過失割合100%)

## 6 執行機関の委員の選挙関係

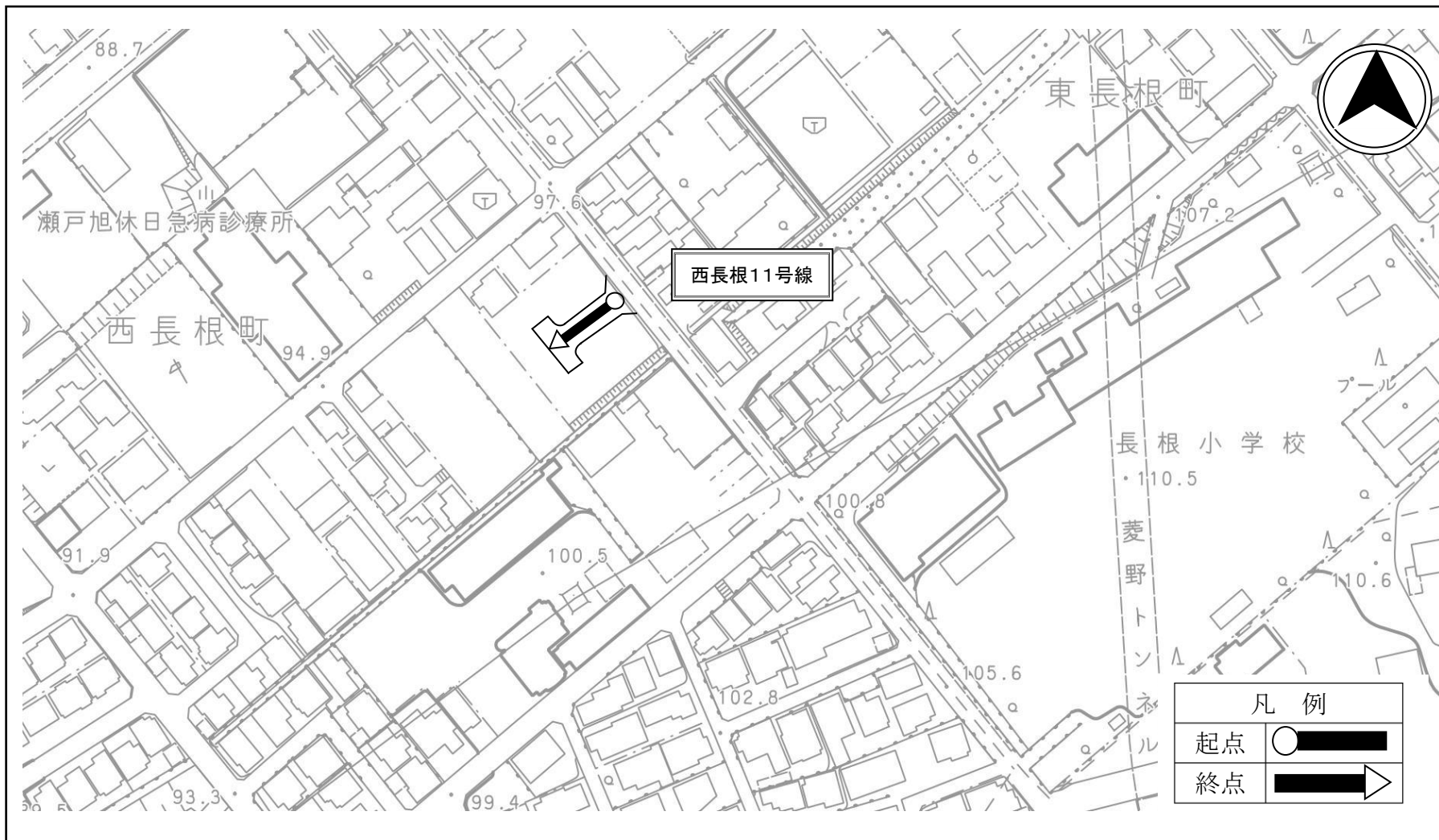
### 選挙管理委員及び補充員の選挙について

委員及び補充員の任期満了（令和6年12月23日）に伴うもの

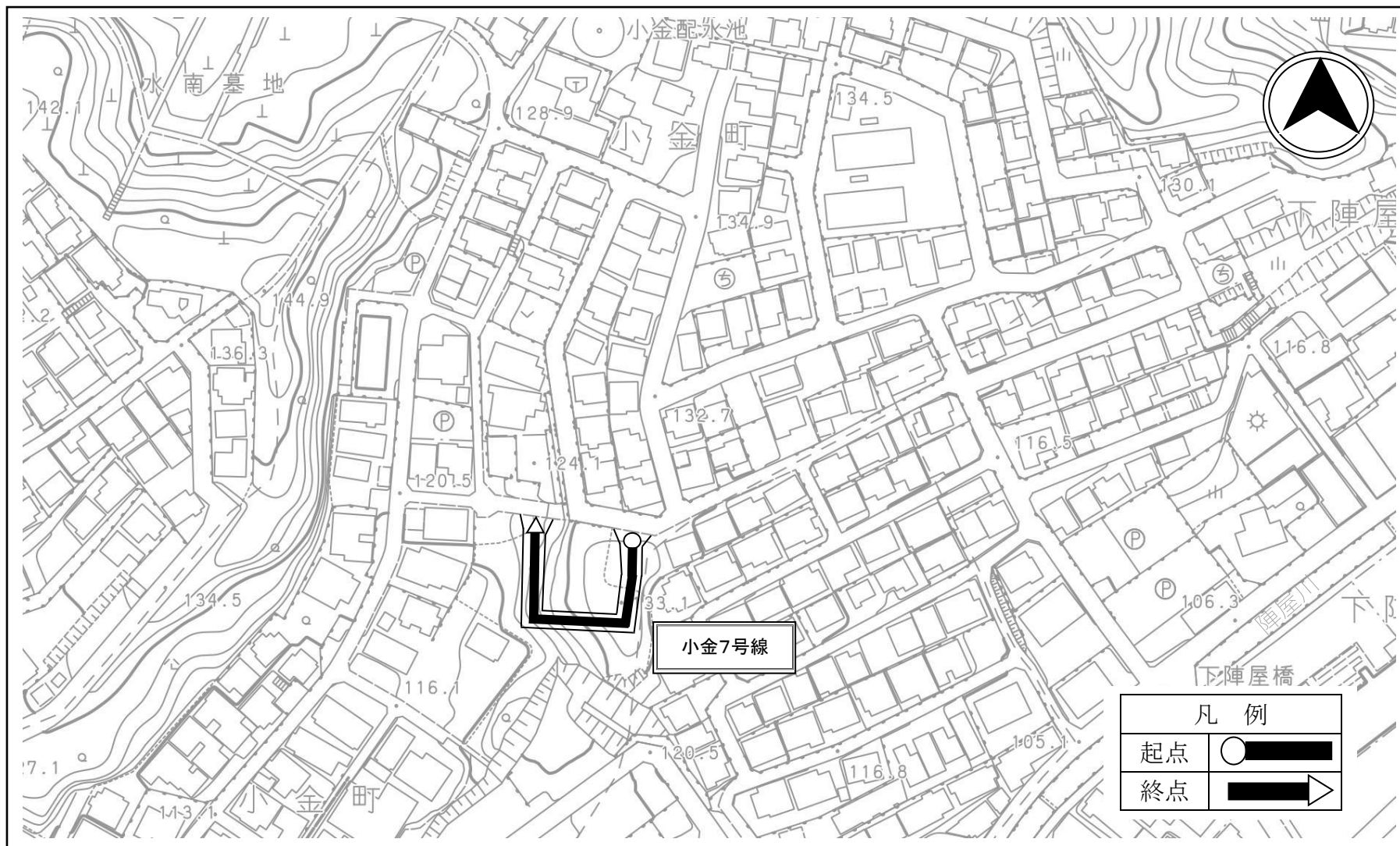
認定路線図



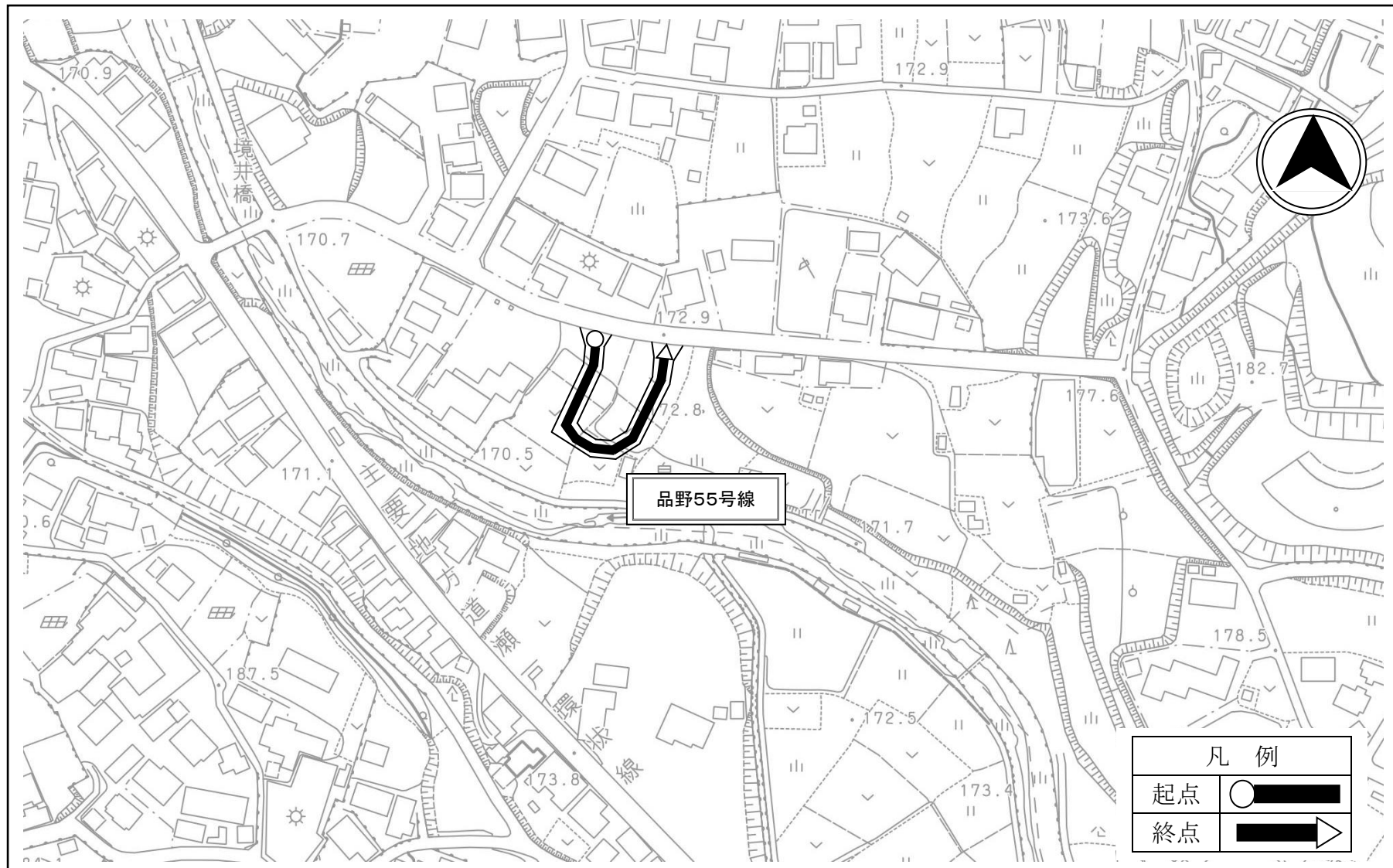
認定路線図



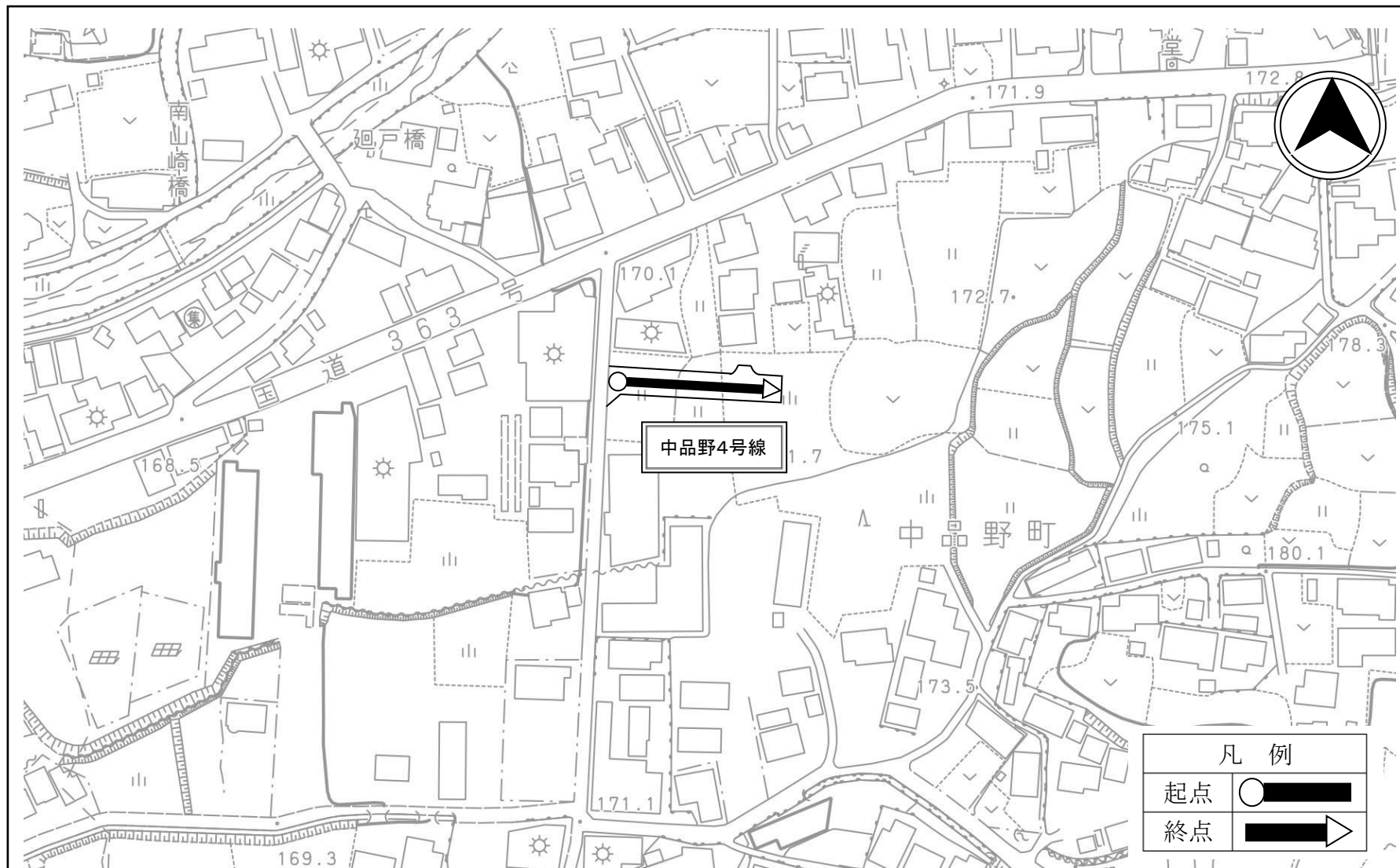
認定路線図



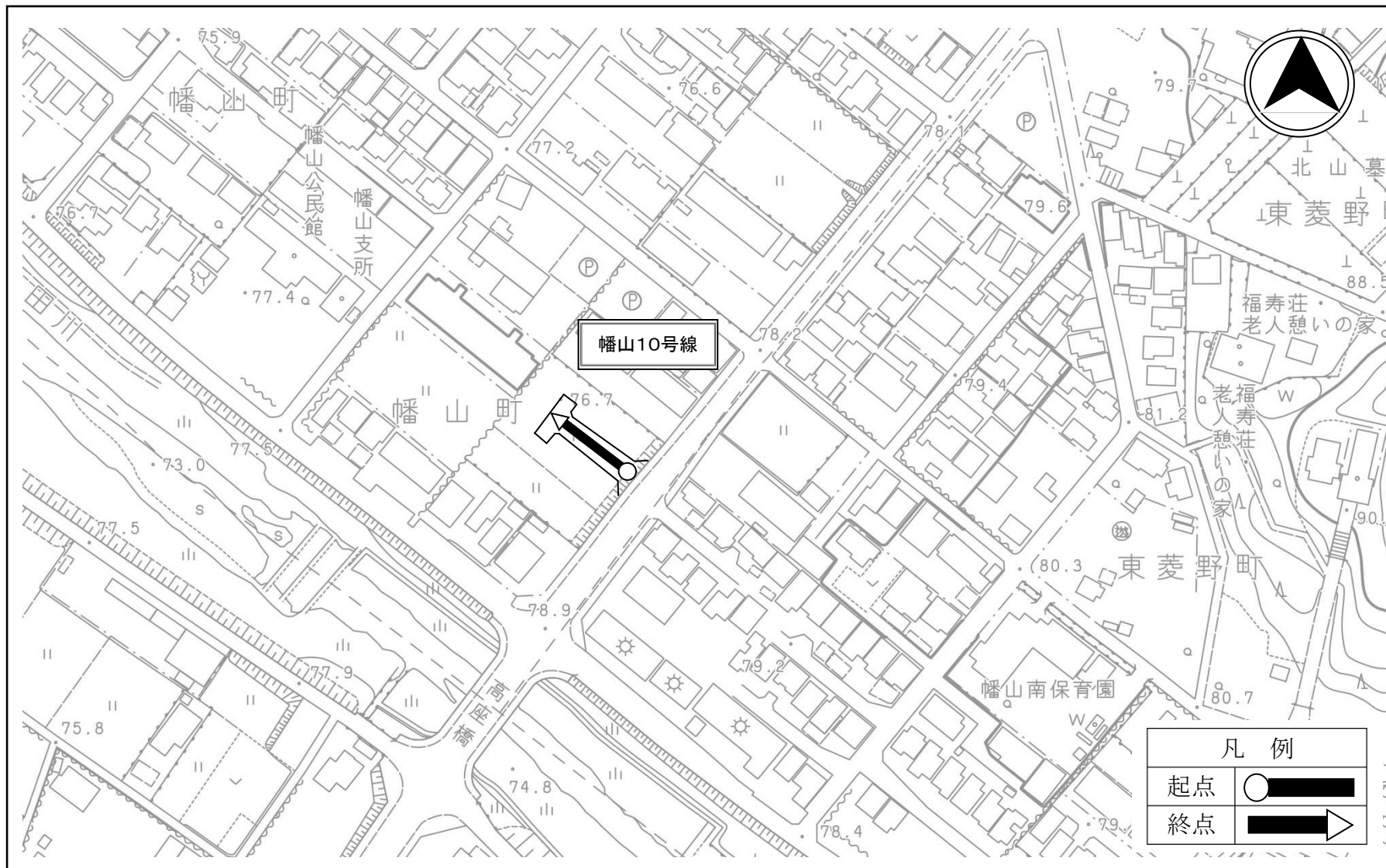
認定路線図



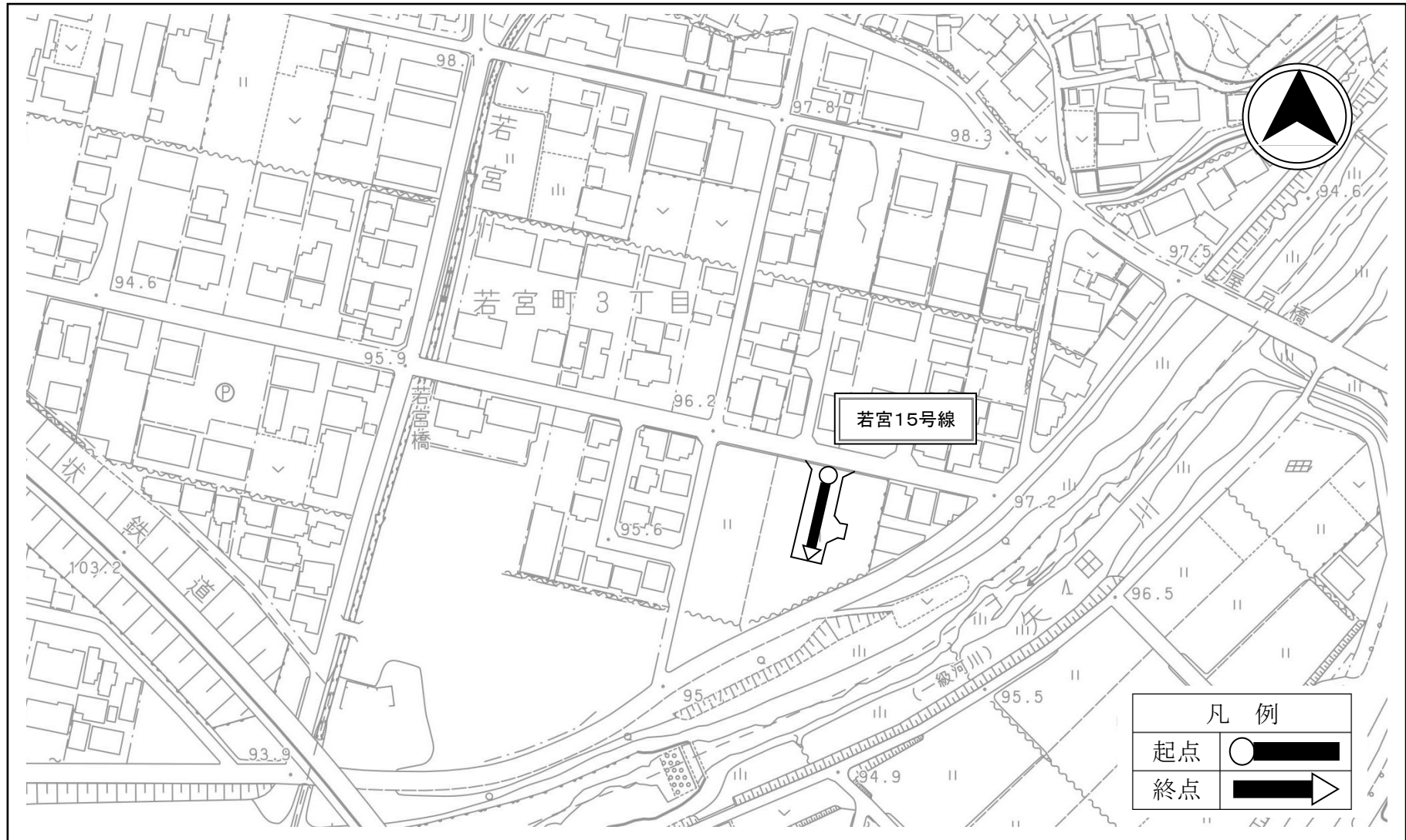
認定路線図



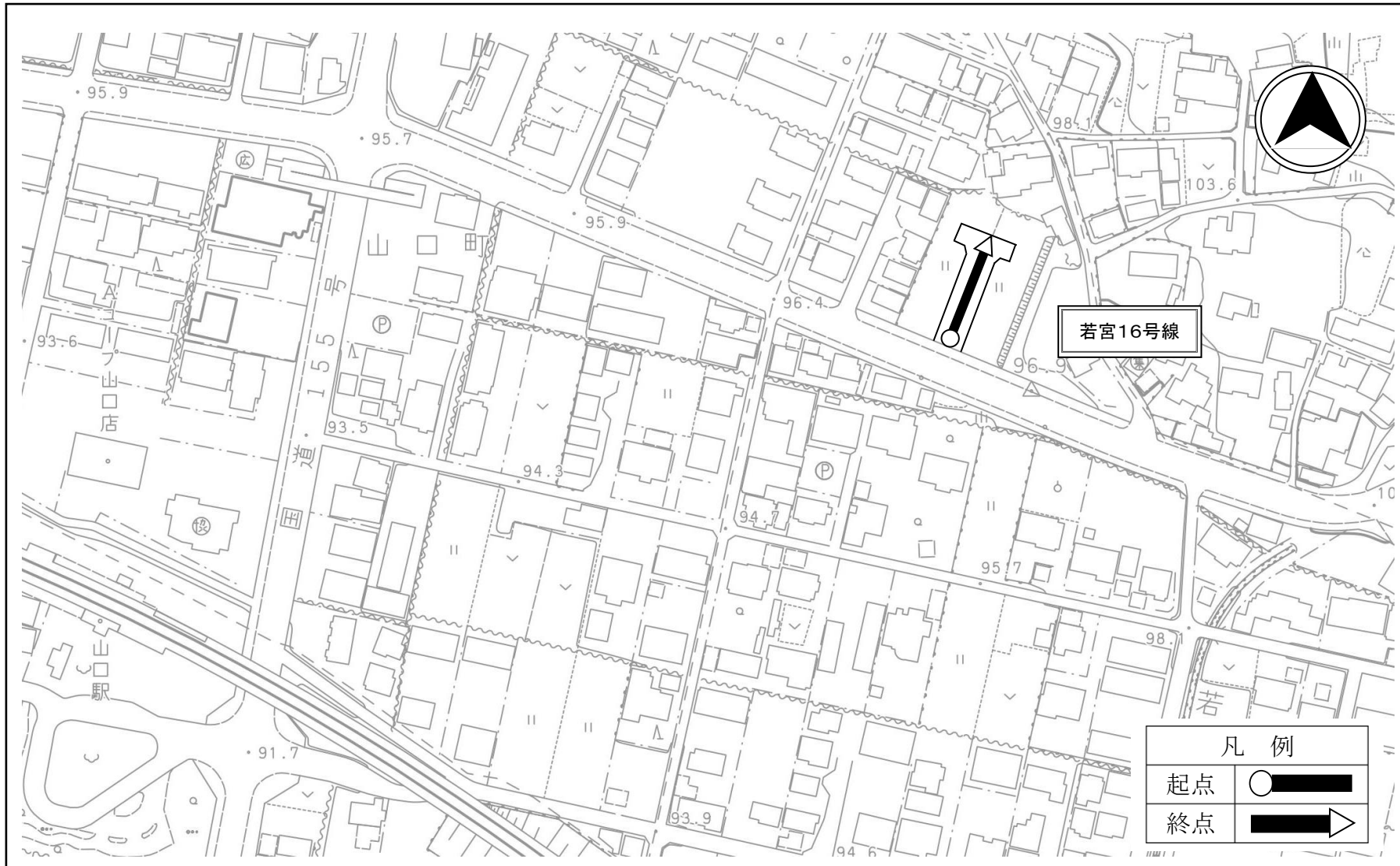
認定路線図



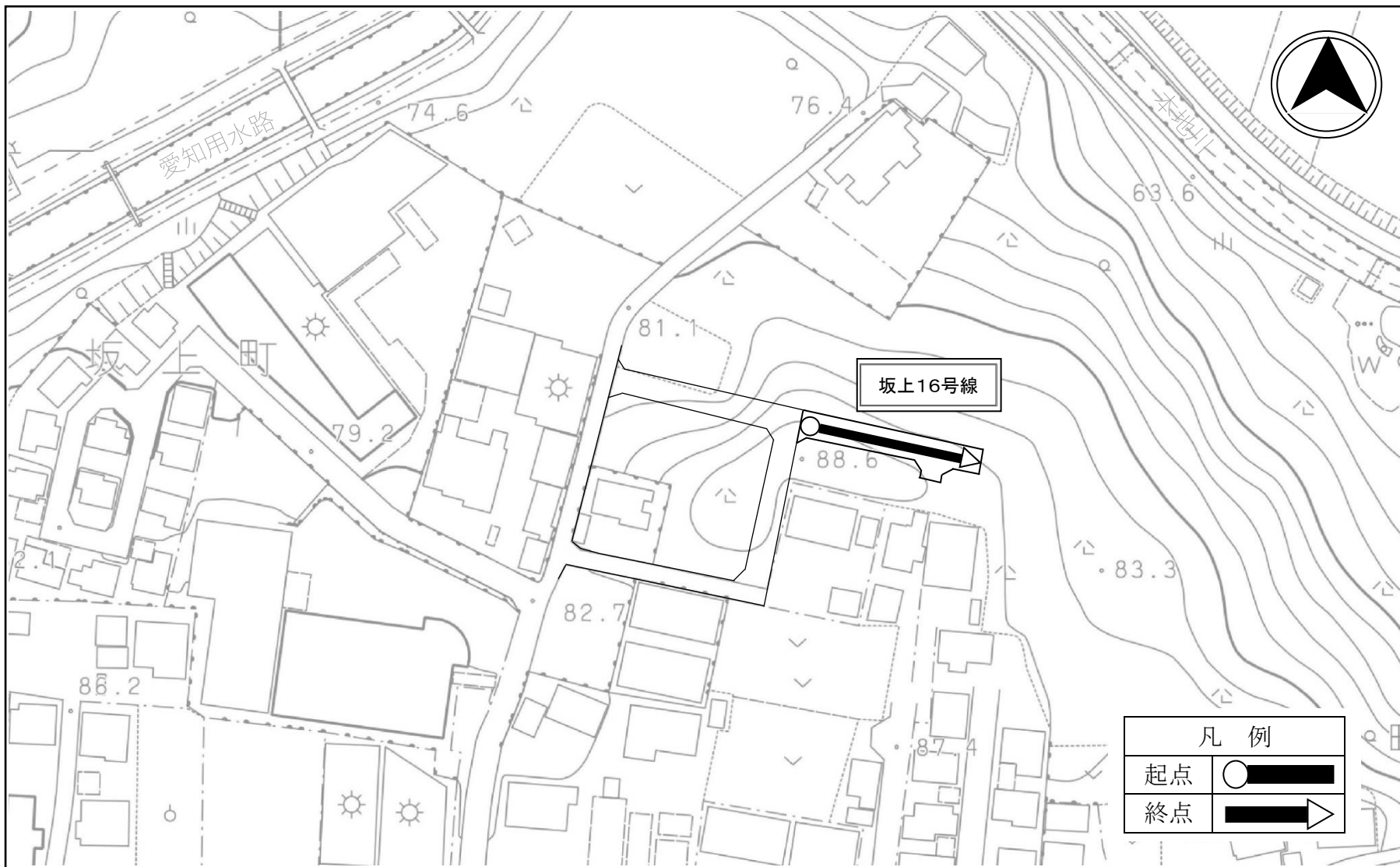
認定路線図



認定路線図



認定路線図



令和6年度 12月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 9月補正まで B	10月補正 (専決) C	12月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	45,760,000	3,112,432	57,141	711,057	115,465	113,600	① 77,838	② 404,154	49,640,630	110.5%
特 別 会 計	25,168,000	133,641		514,759	199,857		198,685	116,217	25,816,400	101.9%
国民健康保険事業	11,445,000	12,337		11,759	20,144			▲ 8,385	11,469,096	98.8%
春雨墓苑事業	22,000	3,000							25,000	74.0%
介護保険事業	11,066,000	118,304		503,000	179,713		198,685	124,602	11,687,304	102.9%
企 業 会 計	9,394,814	0		30,455				30,455	9,425,269	109.6%
水道事業	3,781,606			30,455				30,455	3,812,061	107.8%
下水道事業	5,613,208	0							5,613,208	110.8%
合 計	80,322,814	3,246,073	57,141	1,256,271	315,322	113,600	276,523	550,826	84,882,299	107.6%

①「その他」の説明  
 ・使用料及び手数料 18,838  
 ・繰入金 59,000  
 ②「一般財源」の説明  
 ・繰越金 388,680  
 ・諸収入 15,474

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	保育所管理運営	5,000				5,000	物価高騰に伴う食料費の高騰下においても栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、賄材料費を追加するもの。
衛 生 費	資源ごみ分別処理	3,015			18,838	▲ 15,823	燃えるごみ・燃えないごみ袋の需要が当初の見込みを上回ったため、取扱手数料を追加するもの。また、処理手数料の歳入を増額するもの。
教 育 費	小学校施設整備 (にじの丘小学校増築分)	24,104			21,000	3,104	児童の増加に対応した学習環境を整備するため、にじの丘小学校の増築工事に係る設計費用を追加するもの。
	小学校施設整備 (小学校屋内運動場空調設備整備分)	53,900		53,900			児童生徒の熱中症対策及び指定避難所としての生活環境の改善を図るため、小中学校屋内運動場空調設備整備に係る設計費用を追加するもの。
	中学校施設整備	26,950		26,900		50	
	学校給食センター施設管理	32,570			29,000	3,570	給食調理室の環境を改善し、調理員の熱中症を予防するため、学校給食センターにおいて空調機器の増設及び電源設備の工事を行うもの。また、単独校調理室において空調機器の増設に対応するための電源設備の工事を行うもの。
	単独校給食室施設管理 (電源設備整備分)	2,070			1,000	1,070	
単独校給食室施設管理 (にじの丘学園給食室設備改修分)	2,772			2,000	772	児童生徒の増加に対応した給食室を整備するため、にじの丘学園の給食室設備改修工事に係る設計費用を追加するもの。	

- (2) 継続費の変更  
八幡小学校長寿命化改良事業
- (3) 繰越明許費の追加  
河川維持事業、にじの丘小学校増築事業、小学校屋内運動場空調設備整備事業、中学校屋内運動場空調設備整備事業、学校給食センター施設管理事業、単独校給食室施設管理事業
- (4) 債務負担行為の追加  
バルティセと市民交流センター管理業務委託、広報せと作成業務委託、バルティセと駐車場管理業務委託、中学校国際交流派遣支援業務委託
- (5) 地方債の変更及び追加  
ため池整備、菱野田地小中一貫校整備、小学校屋内運動場空調設備整備、中学校屋内運動場空調設備整備

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計  
マイナ保険証利用に係る環境整備費、国民健康保険事業費の確定に伴う納付金及び県返納金の補正を行うもの。
- (2) 介護保険事業特別会計  
保険給付費の増額による補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 水道事業会計  
漏水修繕件数の増加による修繕費等の補正及び債務負担行為のうち、企業会計システム構築について廃止を行うもの。

補正予算専決処分

総額 57,141千円

※ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行のため

歳 入	歳 出
16款 県支出金	2款 総務費
3項 委託金 56,307千円	4項 選挙費 57,141千円
20款 繰越金	
1項 繰越金 834千円	

歳出の内訳 (単位: 千円)

1 報 酬	3,954
3 職員手当等	18,000
7 報 償 費	300
8 旅 費	64
10 需 用 費	3,200
11 役 務 費	9,867
12 委 託 料	17,721
13 使用料及び 賃借料	2,160
17 備品購入費	1,875
計	57,141

## 行政委員会委員名簿

令和6年10月1日現在

## 教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
大脇 忠	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
安井 友香	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
鈴木 紹陶武	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R10. 9. 30
加藤 千恵	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R10. 9. 30

## 公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R5. 7. 6	R9. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

## 固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
市野 眞知子	R5. 1. 22	R5. 1. 22	R8. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
浅田 正巳	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R5. 1. 20	R8. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R4. 12. 21	R7. 12. 20

## 監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
富田 宗一	R6. 5. 10	R6. 5. 10	R9. 4. 30

## 行政委員会委員名簿

令和6年10月1日現在

## 選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

## 人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
加藤 光昭	H29. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R5. 10. 1	R8. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
大津 菊江	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
高堰 美知雄	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
森 重憲	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30

## 副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大森 雅之	R5. 6. 16	R5. 6. 16	R9. 6. 15

## 教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30

## 行政委員会委員名簿

令和6年10月1日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 俊英	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
長江 和春	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
矢野 洋三	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
中村 征実	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19